

平成29年度 第2回 周南市総合教育会議

<子どもの貧困対策における教育支援>

1 就学の援助

◆ 就学援助

- 学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
- 支給費目
 - ① 給食費
 - ② 学用品費・通学用品費・校外活動費
 - ③ 修学旅行費（学校行事としての宿泊訓練を含む。）
 - ④ 通学に要する交通費
 - ⑤ 新入学児童生徒学用品費等
- 上記支給費目のうち「⑤ 新入学児童生徒学用品費等」については、国の要綱改正（平成29年3月31日）を踏まえ、支給単価を改定するとともに、平成30年4月入学予定者から、必要な時期に必要な支援が行えるよう、入学前の支給を可能とした。

2 学資の援助

◆ 奨学金制度の拡充

- 「定住促進奨学金（償還免除）」「修学支援奨学金（給付型）」を創設
- 一般奨学金に上乘せ
- 定住促進奨学金は、「大学等に在学し、卒業後に定住する意志のあるものを対象とし、大学等を卒業後3年以上周南市に定住した者」は償還免除
- 修学支援奨学金は、「経済的理由により著しく修学が困難な者」に対して一般奨学金と併せて給付

3 学習の支援

◆ 小中連携の促進

- 各中学校区にある小中学校の学校運営協議会が合同で協議して、育てたい子ども像を共有し、その実現に向けて小中学校、保護者、地域が連携・協働して取組を進めている。
- その取組の一環として、放課後や長期休業中における児童生徒への学習支援や授業への協力・支援を進めている。

◆ 個に応じたきめ細かな学習指導の充実

- 各学校で、クラスを2分割するなどして、一人の教員が担当する児童生徒数を減らしたり、一つのクラスの授業を複数の教員が担当したりす

るなど、きめ細かな指導に取り組んでいる。

4 その他の支援

- ◆ スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の配置
 - 問題を抱えた家庭に対する継続的な支援者として、福祉の専門家であるSSWを配置し、相談に応じたり、家庭を訪問したりして、家庭環境の改善に向けた働きかけを行うなど、家庭への支援を進める。
 - カウンセリングの専門家であるSCを各中学校区に配置し、全小中学校で児童生徒や保護者等からの相談に応じながら、児童生徒や保護者の抱える課題解決に向けた助言等を行う。